

第5章 計画の推進に向けて

1 各主体の役割と連携

本計画に基づき、住宅確保要配慮者の居住の安定確保に関する施策を推進するためには、福岡市をはじめ、公的及び民間賃貸住宅事業者、居住支援団体等がそれぞれの役割を果たすとともに、関係者間の密接な連携を構築し、相互に協力しながら取り組みを進めることが不可欠です。

福岡市は、基本目標である「住宅確保要配慮者に対する居住の安定の確保」の実現に向けて、市民や関係団体、住宅関連事業者等に対し、本計画を周知し理解を求めるとともに、国、県などの関係機関とも連携を図りながら、本計画に基づいた取り組みを推進します。

都市再生機構や福岡市住宅供給公社などの公的賃貸住宅事業者は、住宅確保要配慮者の居住の安定に配慮するよう努めるとともに、それぞれの役割に応じて、福岡市や関係機関等と相互に連携した効果的な施策展開を図ることが望まれます。

不動産事業者など民間賃貸住宅事業者や居住支援を行う NPO 団体等は、国や市等が進める住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進のための施策に協力することが望まれます。

2 成果指標

本計画に基づき施策を進めるにあたり、その達成状況をわかりやすく把握するため、下表のように指標を設定し、検証・評価を行います。

	指標名称	現状値	目標値 (2025 年)	出典
1	セーフティネット住宅の登録数	0 戸 (2018 年)	3,300 戸	住宅都市局調査
2	住まいサポートふくおかによる 賃貸契約成約者数	177 世帯 (2017 年)	360 世帯	福岡市住生活基本計画

3 計画の進行管理

施策事業の進捗状況や成果指標の達成度等を定期的に把握・評価し、PDCAサイクルを活用しながら、本計画に基づく施策事業の着実な推進を図ります。